

## 事前一括承認基準 / 目次

- 1 本人以外のものからの収集についての事前一括承認基準（第8条関係）・・・1
  - (1) 本区からの働きかけに応じて提供される形態
  - (2) 本区からの働きかけなしに提供される形態
  
- 2 本人以外のものからの収集についての本人宛て通知の省略基準に該当する事前一括承認基準の類型（第8条関係）・・・2
  
- 3 要注意情報に係る個人情報の収集についての事前一括承認基準（第9条関係）・・・3
  
- 4 外部委託についての事前一括承認基準（第13条関係）・・・4
  
- 5 目的外利用及び外部提供についての事前一括承認基準（第16条・第16条の2関係）・・・8
  - (1) 目的外利用についての事前一括承認基準
  - (2) 電算処理における目的外利用の事前一括承認基準
  - (3) 外部提供についての事前一括承認基準
  - (4) 電算処理における外部提供及び外部結合の事前一括承認基準
  
- 6 本人同意を得ない目的外利用及び外部提供についての本人宛て通知の省略基準の取扱い（第16条・第16条の2関係）・・・14

- 7 電子計算組織への記録についての事前一括承認基準（第17条関係）・・・・・・・・・・16
- (1) 電子計算組織（パソコン）への記録についての事前一括承認基準
  - (2) 電子計算組織への記録についての事前一括承認基準
  - (3) 全庁LANシステムへの記録についての事前一括承認基準
- 8 マイナンバー制度に係る事務処理の事前一括承認基準・・・・・・・・・・18

注1： 事前一括承認基準の取扱いについては、区政情報課への事前の協議が必要です。

また、電子計算組織の処理に係るものは、IT推進課への事前の協議が必要な場合もあります。取り扱いには、十分ご注意ください。

注2： 事前一括承認基準中「審議会」とは、東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例に基づき設置された審議会をいいます。

注3： 事前一括承認基準中「要注意情報」とは、東京都板橋区個人情報保護条例第9条第1項に規定する要注意情報をいいます。

## 1 本人以外のものからの収集についての事前一括承認基準

(平成9年3月4日審議会答申第8-3-1号)

※ 区政情報課への事前協議が必要です。

### (1) 本区からの働きかけに応じて提供される形態

類 型	事 例
1 法令等に定められた資格要件や基準等を確認するため、国、他の地方公共団体から収集する必要がある場合	○職員任用に伴う欠格条項の照会(地方公務員法第16条) ○叙位、叙勲等の上申に伴う身分事項の照会等(栄典関係事務提要等) ○国民健康保険業務に係る前住所への資格等の照会(板橋区国民健康保険条例)
2 職務の公正性や客観性を確保するため、本人を経由せずに関係者から収集する必要がある場合	○区政功労表彰等の候補者の推薦に伴う照会(関係団体等から) ○事故発生報告書等(事故の関係者等から) ○職員の昇任、人事異動等に関しての第三者評価情報等
3 相談、苦情等に適正に対処するため、関係者から状況等を聴取する場合	○違法建築の調査(通報者から) ○公害等に関する苦情(申出者等から)

### (2) 本区からの働きかけなしに提供される形態

類 型	事 例
4 国、他の地方公共が職務遂行のために行う通知や報告等に含まれる個人情報を収集する場合	○住民票の写し及び印鑑証明の無効の告示通知(他特別区長等から) ○東京都・特別区人事交流の提示及び交流候補者の決定通知(特別区人事・厚生事務組合から) ○再入国許可執行者名簿 ○送付資料に含まれる名簿
5 外部からの照会、相談、要望、苦情等に含まれる発信者以外の個人情報を収集する場合	○広聴広報課の区長への手紙(区民から) ○広聴広報課、くらしと観光課、保健所、福祉事務所等での生活一般の相談((区民から)

## 2 本人以外のものからの収集についての本人宛て通知の省略基準に該当する事前一括承認基準の類型

(平成9年3月4日審議会答申第8-3-1号)

※ 区政情報課への事前協議が必要です。

本人宛通知の省略基準の類型	事前一括承認基準の類型
1 業務の性質から、本人に通知した場合、実施機関の業務の円滑な実施を困難にすることが明らかである	<p>○本人以外のものから収集の類型2（職務の公正性や客観性を確保するため、本人を経由せずに関係者から収集する必要がある場合）</p> <p>○本人以外のものから収集の類型3（相談、苦情等に適正に対処するため、関係者から状況等を聴取する場合）</p> <p>○本人以外のものから収集の類型5（外部からの照会、相談、要望、苦情等に含まれる発信者以外の個人情報収集する場合）</p>
2 情報提供者又は情報提供先と実施機関との事後の関係が損なわれ、又は相手方の業務に支障が生ずることが明らかである場合	○本人以外のものから収集の類型4（国、他の地方公共団体が職務遂行のために行う通知や報告等に含まれる個人情報収集する場合）
3 業務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明白であり、個別に通知する必要がないと認められる場合	○本人以外のものからの収集の類型1（法令等に定められた資格要件や基準等を確認するため、国、他の地方公共団体から収集する必要がある場合）
4 通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがなく、本人が通知を受けても選択する余地がない場合	

### 3 要注意情報に係る個人情報の収集についての事前一括承認基準

(平成9年3月4日審議会答申第8-3-1号)

※ 区政情報課への事前協議が必要です。

類 型	業 務	例外的に収集できる個人情報の項目
1 請願、陳情、要望等の中で請願者等の意思により要注意情報に係る個人情報が提供される場合	○請願、陳情、要望等の受付業務 ○広聴業務	思想、信条及び宗教に関する事項、社会的差別の原因となる事実に関する事項、犯罪に関する事項
2 申請書等の中で申請者等の意思により要注意情報に係る個人情報が提供される場合	○各種申請等に伴う受付業務（職業欄） ○宗教関係施設の改装、移転等に係る業務	宗教に関する事項
3 出版、報道等により公にされた要注意情報に係る個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して取り扱う場合	○職員研修業務、各種講座の開催業務（講師の略歴）	思想、信条及び宗教に関する事項、社会的差別の原因となる事実に関する事項、犯罪に関する事項
4 叙位、叙勲、褒章及び表彰業務に伴い、要注意情報に係る個人情報を収集する場合	○各種表彰業務	犯罪に関する事項
5 指導、相談、助言等の業務に伴い、要注意情報に係る個人情報が提供される場合	○各種面接、相談、援護業務 ○生徒指導	思想、信条及び宗教に関する事項、社会的差別の原因となる事実に関する事項、犯罪に関する事項
6 コンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に要注意情報に係る個人情報が含まれる場合	○作文、論文等の提供を求める各種コンクール、試験等を伴う業務	思想、信条及び宗教に関する事項、社会的差別の原因となる事実に関する事項、犯罪に関する事項
7 議員等の政党名、会派名、政治理念等の要注意情報に係る個人情報を収集する場合	○区議会事務局の事務 ○区議会議員に係る事務	思想、信条及び宗教に関する事項

#### 4 外部委託についての事前一括承認基準

(平成9年3月4日審議会答申第8-3-1号)

※ 区政情報課への事前協議が必要です。また、委託業務が電算処理の個人情報を取り扱うものであるときは、IT推進課への協議も必要です。

※ 21の委託業務は、「インターネットオークションシステム管理運営事業者の約款に重要な変更があった場合は審議会への報告を行い、その変更が極めて重要な個人情報保護に対する危険を含む場合は事前一括承認基準から削除する。」が付帯条件となっています。

類	型	取り扱われる個人情報の項目
委託業務	委託内容	
1 各種調査・分析委託	区が交付する個人情報又は受託者が収集する個人情報に基づき調査や分析を行う。	氏名、住所、電話番号、生年月日、調査・分析項目
2 記録ビデオ、写真集、出版物の作成委託	区が交付する個人情報又は受託者が取材する個人情報により、作品や成果物を作成する。	氏名、住所、肖像、取材項目
3 各種検診検査の委託	区が交付する対象者名簿に基づいて検診等を実施し、その結果を区に報告する。	氏名、住所、生年月日、電話番号、性別、続柄、職業、検診検査内容
4 名簿等の印刷委託	区が交付する原稿により、名簿等を印刷する。	氏名、住所、電話番号、団体名、地位、役職
5 通知書等の封入封かん委託	宛名シールを封筒に貼付し、又は宛名の記載された通知書を封入封かんする。はがきの通知内容に目隠しシールを貼付する。	氏名、住所、記載項目
6 祝品、見舞品等の配送委託	区が交付する名簿等により、対象者に品物を配送する。	氏名、住所、電話番号
7 感謝状、表彰状等の筆耕	区が交付する名簿等に従い、表彰状等を筆耕する。	氏名、功績、役職
8 支払いに伴う金融機関への口座振込委託	口座振込の依頼をした契約の相手方や手当・補助金等の交付先へ口座振込をする。	氏名、住所、金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義人、金額
9 収納に伴う金融機関からの口座振込委託	口座振込の依頼をした納入義務者の口座から収納金の口座振替をする。	氏名、住所、金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義人、金額

10 行事参加者の傷害保険・旅行保険等の委託	区が交付する行事参加者名簿によって傷害保険等に参加させ、事故等があった場合には該当者に保障する。	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号
11 測量・不動産鑑定委託	区から交付される資料又は登記簿等により測量又は不動産鑑定を行う。	氏名、住所、権利関係、測量項目、鑑定評価項目
12 施設等の管理委託 (平成14年7月9日審議会答申第14-1-1号)	施設の使用申込みの受付その他施設の管理を行う。	氏名、団体名、代表者名、住所、性別、生年月日、電話番号、障害の有無、団体番号、承認番号、承認日、受付番号、行事名称、利用年月日・時間、利用施設名、変更内容、利用目的、人数、使用料、領収年月日
13 賠償保険・保障保険等の委託	賠償保険等に基づき区が事故等の関係者へ支払った賠償金又は補償金の損失補填をする。	氏名、住所、保護者、健康、病歴、障がい、示談内容
14 融資斡旋等の委託	区から名簿等により斡旋された者に、金融機関が一定の融資を行う。	氏名、住所、職業、融資金額、貸付状況
15 速記、テープ反訳、通訳の委託	会議等の出席者の発言を速記、テープ反訳し、又は通訳を行う。	氏名、役職、発言内容
16 福祉施設の管理運営委託 (平成9年5月28日審議会答申第1-1号)	区が設置する福祉施設の管理運営を行う。	氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、続柄、親族関係、収入、公的扶助、健康状態、病歴、障がい、家庭状況、居住状況、介護状況、相談内容
17 福祉・保健サービス業務委託 (平成9年5月28日審議会答申第1-2号)	区が交付する対象者名簿等に基づいて福祉・保健サービスを提供し、その結果を区に報告する。	氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、続柄、親族関係、収入、公的扶助、健康状態、病歴、障がい、家庭状況、居住状況
18 自転車駐車場の管理運営委託 (平成9年10月9日審議会答申第2-1号)	区営自転車駐車場の管理運営及び民営自転車駐車場の助成金交付の受付事務を行う。	氏名、住所、電話番号、シルバーパス保有、学生証保有

<p>19 保険診療等に係る報酬等診査・支払事務委託 (平成12年2月3日審議会答申第4-6号)</p>	<p>東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会保険診療報酬支払基金が請求書に基づき保険診療、医療費助成、介護保険等に係る報酬・医療費・給付金等の診査・支払事務（磁気テープの作成等電算処理を含む。）を行う。</p>	<p>氏名、住所、生年月日、被保険者証等の記号番号、医療機関等の名称・所在地・電話番号、診療・サービス実施年月、傷病名、診療・調剤等の給付内容、診療形態、公的扶助の種類、申請及び決定年月日、請求点数等請求書記載項目</p>
<p>20 審議会の承認を受けて実施した業務の再委託 (平成19年3月9日審議会答申第18-8号)</p>	<p>既に審議会において外部委託の承認を受けた業務（電算処理を含む。）を行う。</p>	<p>既に審議会において外部委託の承認を受けた項目</p>
<p>21 インターネットオークションシステム管理運営委託 (平成25年2月26日審議会答申第4-1号)</p> <p>注：①同時に「電算処理における外部提供及び外部結合の事前一括承認基準」の適用が必要 ②付帯条件有り</p>	<p>区がインターネットオークションシステム事業により、区の財産等の売払いを行う。</p>	<p>メールアドレス、オークション登録者ID、氏名、住所、電話番号、申込種別、入札保証金の納付方法、入札金額、公売情報</p>
<p>22 各種帳票の大量印刷委託 (平成26年2月12日審議会答申第3-1号)</p> <p>注：要注意情報を含まない場合に限る。</p>	<p>区が交付するデータ又は原稿により、各種帳票を印刷する。</p>	<p>氏名、住所、印字必須項目</p>
<p>23 「ぴったりサービス」を活用した電子申請におけるLGWAN-ASPサービス提供・運用業務委託</p>	<p>「ぴったりサービス」を活用した電子申請において、申請情報の取次ぎ、申請情報の改ざんチェック及び電子証明書の有効性確認を行う。</p>	<p>氏名、住所、生年月日、性別、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス、その他申請に必要な項目</p>



<p>(令和3年3月12日 審議会答申第6-1号)</p> <p>注：同時に「外部結合の事 前一括承認基準」の適用 が必要</p>		
---	--	--

## 5 目的外利用及び外部提供についての事前一括承認基準

(平成9年3月4日審議会答申第8-3-1号)

### (1) 目的外利用についての事前一括承認基準

※ 区政情報課への事前協議が必要です。

※ 事例の「○」で表記された業務を「⇒」以下の業務に目的外利用する。

類 型	事 例
1 実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件・資格等の確認等をする必要がある場合	<p>○外国人登録に関する業務（戸籍住民課）</p> <p>⇒国民健康保険に関する業務（国保年金課）</p> <p>⇒保育所入所に関する業務（保育サービス課）</p> <p>⇒高齢者福祉に関する業務（長寿社会推進課）</p> <p>○特別区民税・都民税に関する業務（課税課）</p> <p>⇒医療費助成に関する業務（子ども政策課）</p> <p>⇒国民年金に関する業務（国保年金課）</p> <p>⇒高齢者福祉に関する業務（おとしより保健福祉センター）</p> <p>○生活保護に関する業務（福祉事務所）</p> <p>⇒医療費助成に関する業務（子ども政策課）</p> <p>⇒国民年金に関する業務（国保年金課）</p> <p>⇒就学援助費に関する業務（学務課）</p> <p>○戸籍に関する業務（戸籍住民課）</p> <p>⇒各種表彰、感謝状関係事務（各課）</p>
2 業務間の事務に密接な関係あるいは連続性があり、適正な行政執行を行うため相互に情報交換、情報提供を行う場合	<p>○建築確認・指導に関する業務（建築指導課）</p> <p>⇒住居表示に関する業務（戸籍住民課）</p> <p>⇒道路認定等に関する業務（土木部管理課）</p> <p>⇒大規模建築物等に関する業務（市街地整備課）</p> <p>○軽自動車税に関する業務（課税課）</p> <p>⇒自転車対策に関する業務（交通安全課）</p> <p>○医療費助成に関する業務（子ども政策課）</p> <p>⇒国民健康保険に関する業務（国保年金課）</p> <p>○児童福祉手当に関する業務（子ども政策課）</p> <p>⇒障がい者（児）福祉に関する業務（障がい者福祉課）</p> <p>⇒区心身障害者福祉手当に関する業務（障がい者福祉課）</p>

3 区政の統括的な管理運営又は計画策定に関し参考とするために、他の業務に属する個人情報を利用する場合	○各種名簿（各保有課） ⇒審議会委員等の推薦、通知関係事務（各利用課）
--	--

**(2) 電算処理における目的外利用の事前一括承認基準**

※ 区政情報課及びIT推進課への事前協議が必要です。

類 型		事 例
分 類	細 分 類	
1 審議会事項に該当するが、実質的には審議を要しないことが明らかな場合	(1) 既に審議会において個人情報の目的外利用の承認を受けた案件で、組織の再編等により個人情報を取り扱う部署が変わる場合  (平成12年6月30日審議会答申第12-1-1-5号)	
	(2) 外国人登録情報を住民基本台帳情報の利用と同様にアンケート調査や各種お知らせのために目的外利用する場合  (平成12年6月30日審議会答申第12-1-1-5号)	○成人歯科検診に伴う外国人登録情報の目的外利用（該当者へのお知らせの送付）  ○男女平等に関する区民意識調査に伴う外国人登録情報の目的外利用（アンケート調査対象者リストの抽出）
	(3) 区政の統括的な管理運営又は計画策定上必要な統計的処理を行うため、目的外利用する場合  (平成19年3月9日審議会答申第18-5号)	○特定健康診査等実施計画の策定に伴う国民健康保険情報及び生活保護情報の目的外利用

※ 上記、類型1の(1)については、要注意情報を含まない場合に限る。

### (3) 外部提供についての事前一括承認基準

※ 区政情報課への協議が必要です。

※ 電子計算組織に記録されている個人情報及び電算処理によって作成された個人情報の外部提供については、審議会への諮問が必要です。

類 型	事 例
1 犯罪捜査、訴訟等で捜査機関・裁判所・弁護士会等が法令に基づいて行う照会等に対し回答する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○刑事訴訟法第 197 条第 2 項 (捜査に必要な取調べ)</li> <li>○刑事訴訟法第 279 条(公務所等に対する照会)</li> <li>○弁護士法第 23 条の 2(報告の請求)</li> <li>○少年法第 16 条 (援助、協力)</li> <li>○出入国管理及び難民認定法第 28 条 (違反調査について必要な取調べ及び報告の要求)</li> <li>○民事訴訟法第 186 条 (調査の嘱託)</li> <li>○民事訴訟法第 226 条 (文書送付の嘱託)</li> </ul>
2 許認可、任用等で国、他の地方公共団体が、法令に定めている欠格事由の有無について行う照会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師法第 4 条 (相対的欠格事由)</li> <li>○建築士法第 8 条 (相対的欠格事由)</li> <li>○宅地建物取引業法第 5 条第 1 項 (免許の基準)</li> <li>○地方公務員法第 16 条 (欠格条項)</li> <li>○国家公務員法第 38 条 (欠格条項)</li> <li>○薬剤師法第 5 条 (相対的欠格事由)</li> <li>○歯科医師法第 4 条 (相対的欠格事由)</li> <li>○土地家屋調査士法第 5 条 (欠格条項)</li> </ul>
3 表彰等を行うに際し、国、他の地方公共団体が行う欠格事由の有無についての照会等に対して回答する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治功労表彰令、他の地方公共団体の表彰条例等</li> </ul>
4 弁護士会・公認会計士会等、公共的職責を担う団体が、法令に定めている欠格事由の有無についての照会等に対して回答する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○弁護士法第 7 条 (弁護士の欠格事由)</li> <li>○公認会計士法第 4 条 (欠格条項)</li> <li>○司法書士法第 5 条 (欠格事由)</li> <li>○行政書士法第 2 条の 2 (欠格事由)</li> </ul>

<p>5 国、他の地方公共団体その他の公的団体が、法令等に基づいてその職務遂行のために行う照会等に対して回答する場合</p>	<p>(1) 国税、地方税に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税法第 235 条（当該職員の団体に対する諮問及び官公署等への協力要請）</li> <li>○地方税法第 20 条の 11（官公署等への協力要請）</li> <li>○地方税法第 353 条第 1 項（固定資産税に係る徴税吏員等の質問調査権）</li> <li>○法人税法第 156 条の 2（官公署等への協力要請）</li> </ul> <p>(2) 年金給付又は保険料に関する処分、受給権の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金法第 108 条（資料の提供等）</li> <li>○恩給法第 9 条の 2（調査）</li> </ul> <p>(3) 公的扶助、措置の決定、実施又は公営住宅入居の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護法第 29 条（調査の嘱託及び報告の請求）</li> <li>○老人福祉法第 36 条（調査の嘱託及び報告の請求）</li> <li>○公営住宅法第 34 条（収入状況の報告の請求等）</li> </ul>
<p>6 他の地方公共団体が、法令等に定める資格要件、基準等の確認のために行う照会に対して回答する場合</p>	<p>(1) 国民健康保険被保険者の給付状況、資格期間等の照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険法及び他区等の国民健康保険条例</li> </ul> <p>(2) 国民健康保険料、保育料等の決定に必要な課税状況等の照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○他区等の国民健康保険条例（一般被保険者に係る所得割額の算定）</li> <li>○他区等の児童福祉法施行規則（徴収限度額）</li> </ul>
<p>7 国、他の地方公共団体、学術研究機関等の行う統計調査、学術研究に係わる協力要請に伴う照会等に対して回答する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アンケート調査に伴う住民リストの提供</li> </ul>
<p>8 区民の生命、身体又は財産の安全を守るために、あらかじめ警察署、消防署に対し情報を提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者リストの提供（災害発生時の対策）</li> </ul>
<p>9 国勢調査票を法律の定める要件並びに手続きにしたがって外部提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○統計法第 33 条（調査票情報の提供）</li> </ul>

#### (4) 電算処理における外部提供及び外部結合の事前一括承認基準

※ 区政情報課及びIT推進課への事前協議が必要です。

※ 3の類型は、「インターネットオークションシステム管理運営事業者の約款に重要な変更があった場合は審議会への報告を行い、その変更が極めて重要な個人情報保護に対する危険を含む場合は事前一括承認基準から削除する。」が付帯条件となっています。

類 型	事 例
<p>1 国、他の地方公共団体が、法令等に基づき行う統計調査に係る照会等に回答する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子記録媒体で回答する場合 = 【電算処理】</li> <li>・行政専用回線による電子情報で回答する場合 = 【外部結合】</li> </ul> <p>(平成20年2月7日審議会答申第19-3-12号)</p> <p>注：①要注意情報を含まない場合に限る。 ②電子記録媒体には、パスワードの設定又は暗号化によるセキュリティ対策を講ずること。</p>	<p>○アンケート調査に伴う住民リストの提供</p>
<p>2 国又は東京都が法令に基づいて行う実地検査等に伴い、電算処理による個人情報を外部提供する場合</p> <p>(平成21年7月31日審議会答申第21-1-6号)</p>	<p>○会計検査院法第25条(実地検査)</p>
<p>3 区がインターネットオークションシステム管理運営事業者への委託により、全庁LANシステム端末と当該管理運営事業者が管理運営する電子計算組織を結合し、区の財産等の売払いを行う場合</p> <p>(平成25年2月26日審議会答申第4-1号)</p> <p>注：①同時に「外部委託についての事前一括承認基準」の適用が必要 ②付帯条件有り</p>	<p>○差押物件の売払い○区有財産の売払い</p>

<p>4 「ぴったりサービス」を活用した電子申請におけるLGWAN-ASPサービス事業者への委託により、基幹系システム端末とLGWAN-ASPサービス事業者が管理運営する電子計算組織を結合する場合 (令和3年3月12日 審議会答申第6-1号)</p> <p>注：同時に「外部委託についての事前一括承認基準」の適用が必要</p>	<p>○「ぴったりサービス」を活用した電子申請</p>
---	-----------------------------

## 6 本人同意を得ない目的外利用及び外部提供についての本人宛て通知の省略基準の取扱い

(平成9年3月4日審議会答申第8-3-1号、平成12年6月30日審議会答申第12-1-1-5号)

※ 区政情報課への事前協議が必要です。

本人宛通知の省略基準の類型	事前一括承認基準の類型
1 業務の性質から、本人に通知した場合、実施機関の業務の円滑な実施を困難にすることが明らかである場合	
2 情報提供者又は情報提供先と実施機関との事務の関係が損なわれ、又は相手方の業務に支障が生ずることが明らかな場合	<p>○外部提供の類型1（捜査機関、訴訟等で捜査機関・裁判所・弁護士会等が法令に基づいて行う照会等に対し回答する場合）</p> <p>○外部提供の類型3（表彰等を行うに際し、国、他の地方公共団体が行う欠格事由の有無についての照会等に対して回答する場合）</p> <p>○外部提供の類型5（国、他の地方公共団体その他の公共団体が、法令等に基づいてその職務遂行のために行う照会等に対して回答する場合）</p>
3 業務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明白であり、個別に通知する必要がないと認められる場合	<p>○目的外利用の類型3（区政の統括的な管理運営又は計画策定に関し参考とするために、他の業務に属する個人情報を利用する場合）</p> <p>○外部提供の類型2（許認可、任用等で国、他の地方公共団体が、法令に定めている欠格事由の有無について行う照会等に対して回答する場合）</p> <p>○外部提供の類型4（弁護士会・公認会計士会等公共的職責を担う団体が、法令に定めている欠格事由の有無について回答する場合）</p> <p>○外部提供の類型6（他の地方公共団体が、法令に定める資格要件、基準等の確認のために行う照会に対して回答する場合）</p>



<p>4 通知を要する対象者が大量でありかつ、本人の権利利益を侵害するおそれがなく、本人が通知を受けても選択する余地がない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的外利用の類型1（実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件・資格等の確認等をする必要がある場合）</li> <li>○目的外利用の類型2（業務間の事務に密接な関係あるいは連続性があり、適正な行政執行を行うために相互に情報交換、情報提供を行う場合）</li> <li>○電算処理における目的外使用の類型1（審議会事項に該当するが実質的には審議を要しないことが明らかな場合）</li> <li>○外部提供の類型7（国、他の地方公共団体、学術研究機関等の行う統計調査、学術研究に係わる協力要請に伴う照会等に対して回答する場合）</li> <li>○外部提供の類型8（区民の生命、身体又は財産の安全を守るために、あらかじめ警察署、消防署に対し情報を提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき）</li> <li>○外部提供の類型9（国勢調査票を法律の定める要件並びに手続きにしたがって外部提供する場合）</li> </ul>
---	---

## 7 電子計算組織への記録についての事前一括承認基準

※ 区政情報課及びIT推進課への事前協議が必要です。

### (1) 電子計算組織（パソコン）への記録についての事前一括承認基準

業務の種類	記録する個人情報の項目	事例
1 給与・賃金・工賃等の計算業務、統計処理 (平成9年10月9日審議会答申第9-2-8号) (平成14年11月19日審議会答申第14-2-5号)	住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、支給額（本給・手当等）、計算基礎、控除額（税額・社会保険等）、口座事項、職務内容、勤務場所、採用・退職年月日、整理番号、Eメールアドレス	
2 各種事務事業に付随する名簿管理、統計処理 (平成9年10月9日審議会答申第9-2-8号) (平成14年11月19日審議会答申第14-2-5号)	住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、勤務先・学校（会社名・団体名・学校名・学年・役職名）、職業、資格・技術・特技、整理番号、班・クラス等の区分、講座・講習会等の区分、Eメールアドレス	
3 各種報償金・奨励金・助成金品等の支払・支給事務、統計処理 (平成11年1月27日審議会答申第4-7号) (平成14年11月19日審議会答申第14-2-5号)	住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、報償金・奨励金・助成金品等の額及び数量、計算基礎、口座事項、対象事項区分、整理番号、Eメールアドレス	
4 外部委託による電子申請の受付 (講座・検診等公募事業)  ※区が主催又は共催する事業で、参加・受診者等を公募・受付する申請 (平成19年7月27日審議会答申第19-1-2号)	ID、パスワード、メールアドレス、申請年月日、受付番号、氏名・名称、住所、電話番号、その他広報・ホームページ等で公募の際に記載を求める項目	○イベント(教室)の募集 ○サークル活動会員の募集 ○公開講座の募集 ○検診の募集

※「業務の種類」に該当し、かつ、「記録する個人情報の項目」が列挙された項目の範囲を超えるときは、審議会へ諮問する。

## (2) 電子計算組織への記録についての事前一括承認基準

類 型		事 例
分 類	細 分 類	
1 審議会事項に該当するが、実質的には審議を要しないことが明らかな場合	(1) 既に審議会において電子計算組織への記録の承認を受けた案件で、組織の再編等により個人情報を取り扱う部署が変わる場合 (平成12年6月30日審議会答申第12-1-1-5号)	○訪問看護指導業務の再編に伴う電子計算組織への記録 (おとしより保健福祉センター ⇒ 健康推進課)
	(2) 板橋区公式ホームページに掲載することについて、本人もしくは保護者の同意を得て収集した個人情報を電子計算組織に記録する場合 (平成13年11月19日審議会答申第13-2-1-4号)	○広報紙編集システム・板橋区ホームページへの接続について (教育委員会事務局教育総務課) ○インターネットへの接続 (パソコン) (障がい者福祉課) ○インターネットへの接続 (パソコン) (福祉部管理課)

※上記事例に類するもので要注意情報を含むときは、審議会へ諮問する。

## (3) 全庁LANシステムへの記録についての事前一括承認基準

類 型	事 例
<p>個人情報の電子計算組織への記録について、既に審議会において承認を受けている業務（電子計算組織への記録についての事前一括承認によるものを含む。）で、データを記録、管理するために全庁LANシステムのファイルサーバ機能を使用する場合（既に承認を受けている記録項目に限る。） (平成24年7月25日審議会答申第24-1-2号)</p> <p>注：区政情報課・IT推進課において、セキュリティ保護措置を確認すること。</p>	<p>○サービス向上及び業務効率化に向け、当該業務で扱う情報を迅速かつ的確に抽出する必要がある場合</p> <p>○外部記録媒体の劣化等によるデータの消失を防止する必要がある場合</p>

## 8 マイナンバー制度に係る事務処理の事前一括承認基準

(平成27年11月2日審議会答申第27-2-2号)

※ 区政情報課及びIT推進課への事前協議が必要です。

類 型	諮問を省略する事項
<p>既に審議会において電子計算組織への記録、外部委託又は外部結合の承認を受けている業務であって、マイナンバー制度に係る事務処理に関し特定個人情報保護評価を実施したものについて個人番号のみを追加する場合</p> <p>ただし、外部委託に関しては、委託事業者における個人情報の安全管理措置について、プライバシーマーク（※1）又はISMS認証（※2）を取得しているものに限る。</p>	<p>○電子計算組織への記録、外部委託又は外部結合する個人情報の項目に個人番号を追加すること。</p>

### ※1 プライバシーマーク制度

日本工業規格「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度をいう。

### ※2 ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証制度

企業などの組織内における情報セキュリティを管理する仕組みを、情報セキュリティマネジメントシステム又は情報セキュリティ管理システムといい、これに関する第三者認証制度のこと。ISMSの構築の方法や認定の基準は国際規格「ISO」や日本工業規格「JIS」になっている。